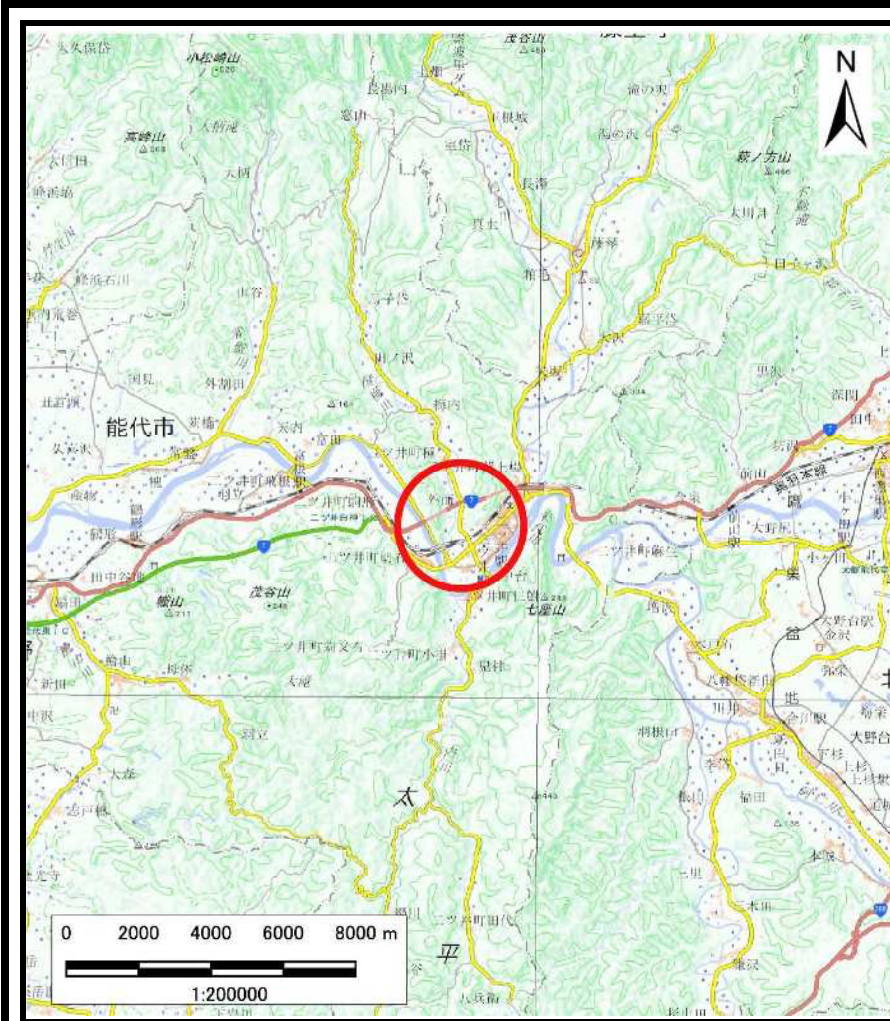
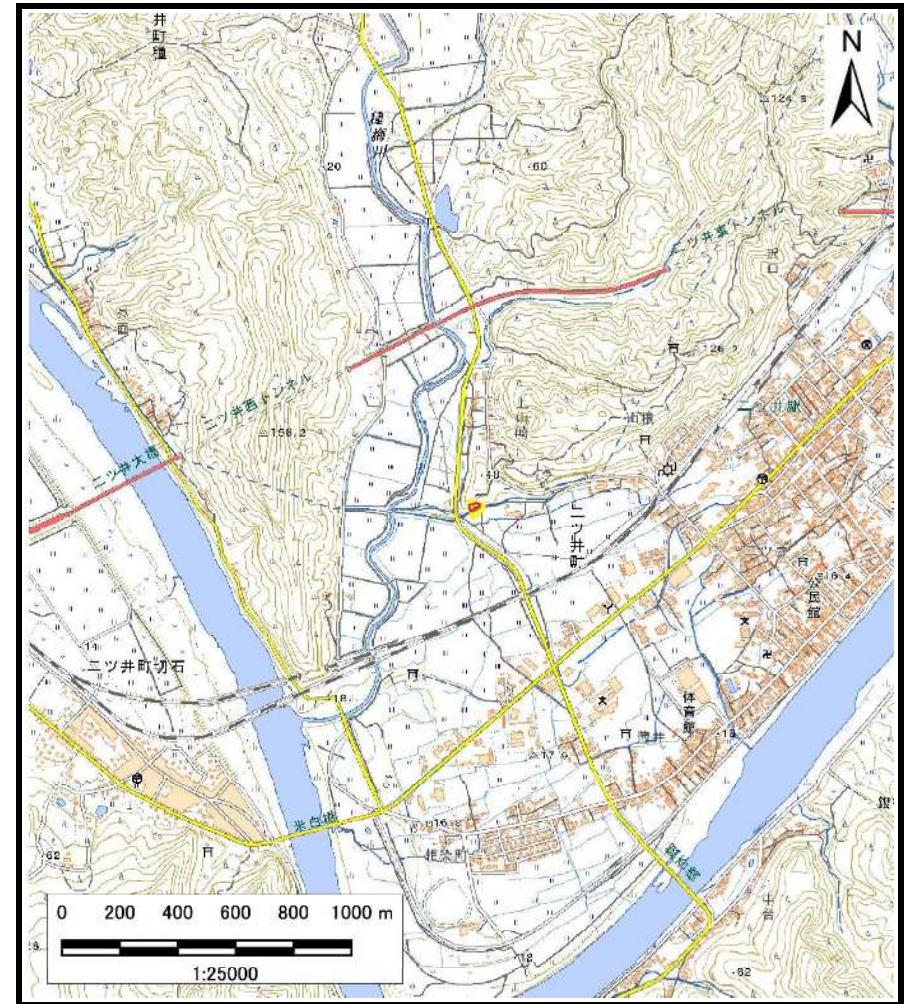


土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（その1）



(1/200,000)



(1/25,000)

様式-1 (急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	II-296
箇所名	高関
所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-296	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第361号	箇所名	高関	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
	それ以外の区域							

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100
m

図中の数字は横断測線番号を示す

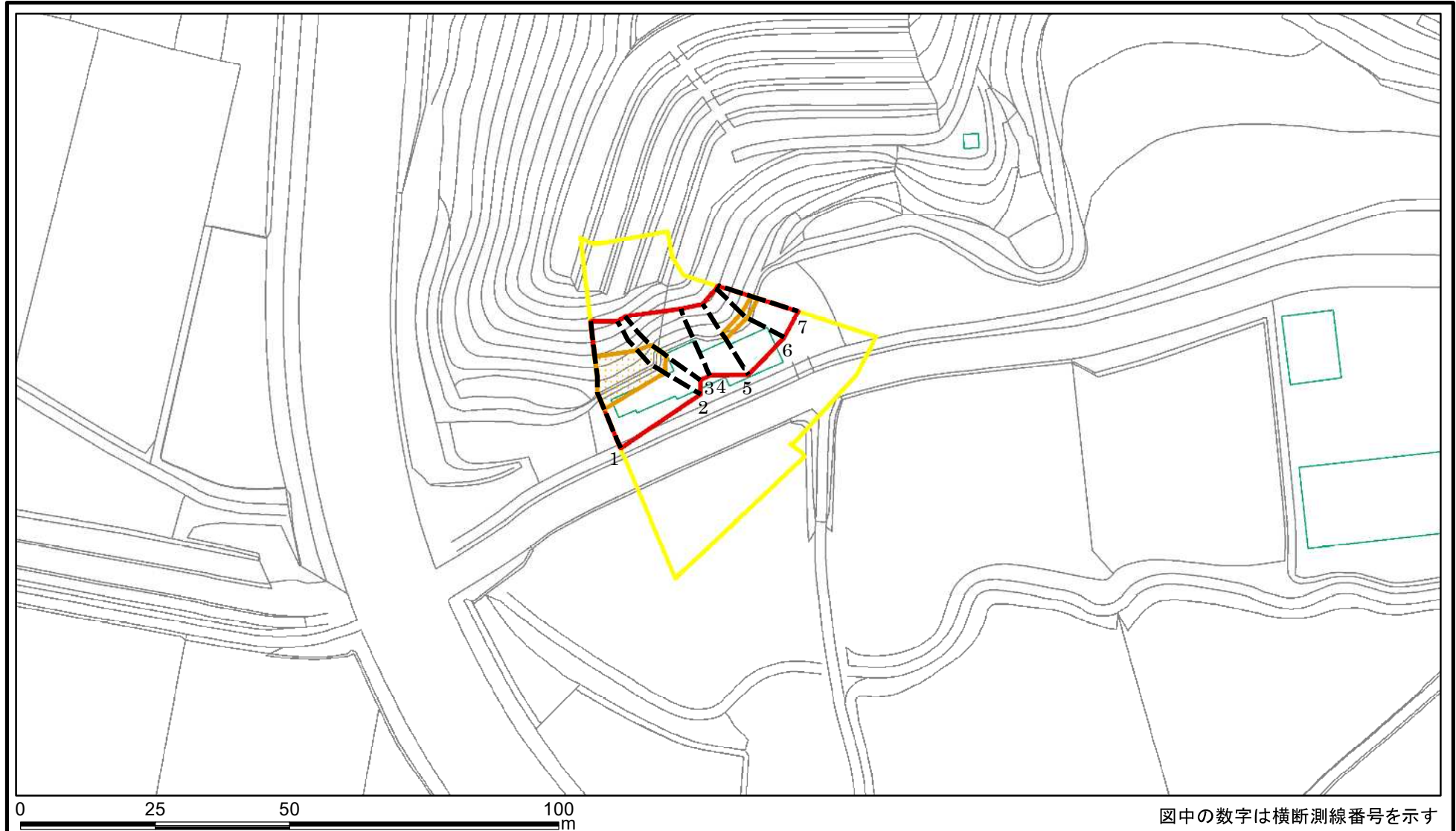
様式-2(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その1)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

土
縮尺
1:2,500

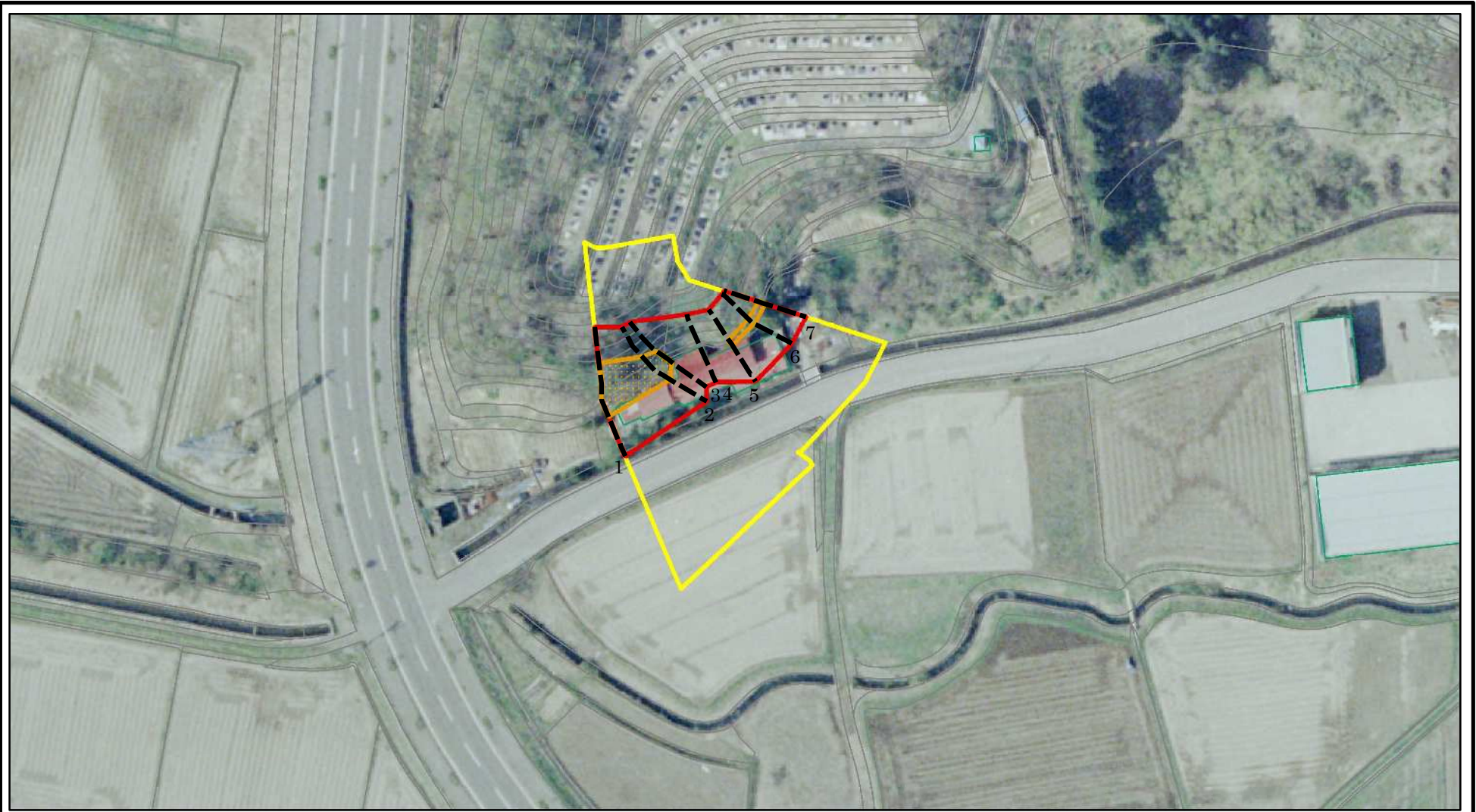
自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	Ⅱ-296
告示番号	第361号	箇所名	高関
告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



様式-2-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その2)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-296
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	  		告示番号	第361号	箇所名	高関
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域 土石等の堆積の高さが3mを超える区域 それ以外の区域		告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎	

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

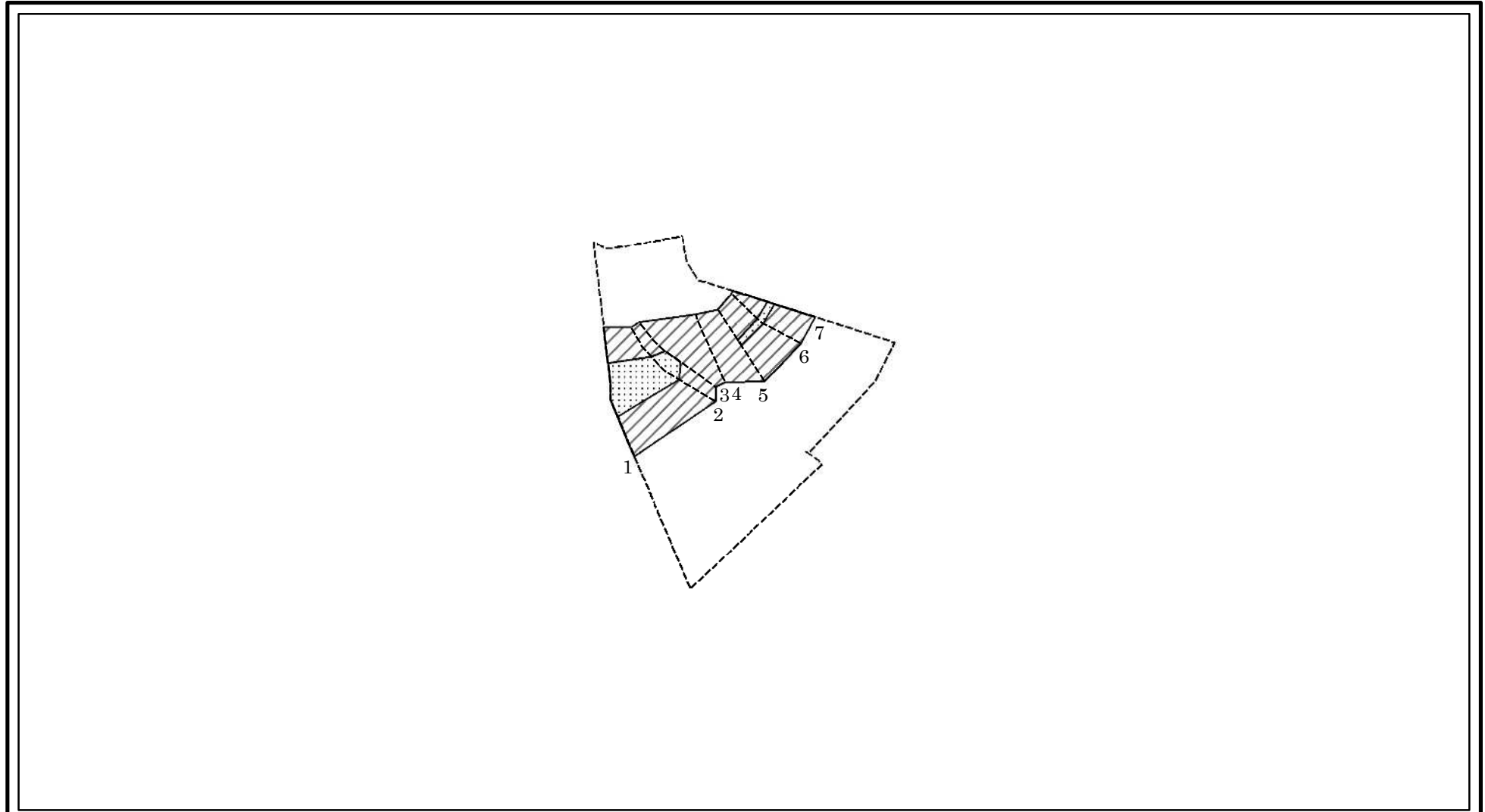
様式-2-1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

	縮尺
	1:1,000

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-296
告示番号	第361号	箇所名	高関
告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)

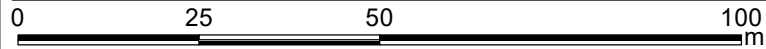
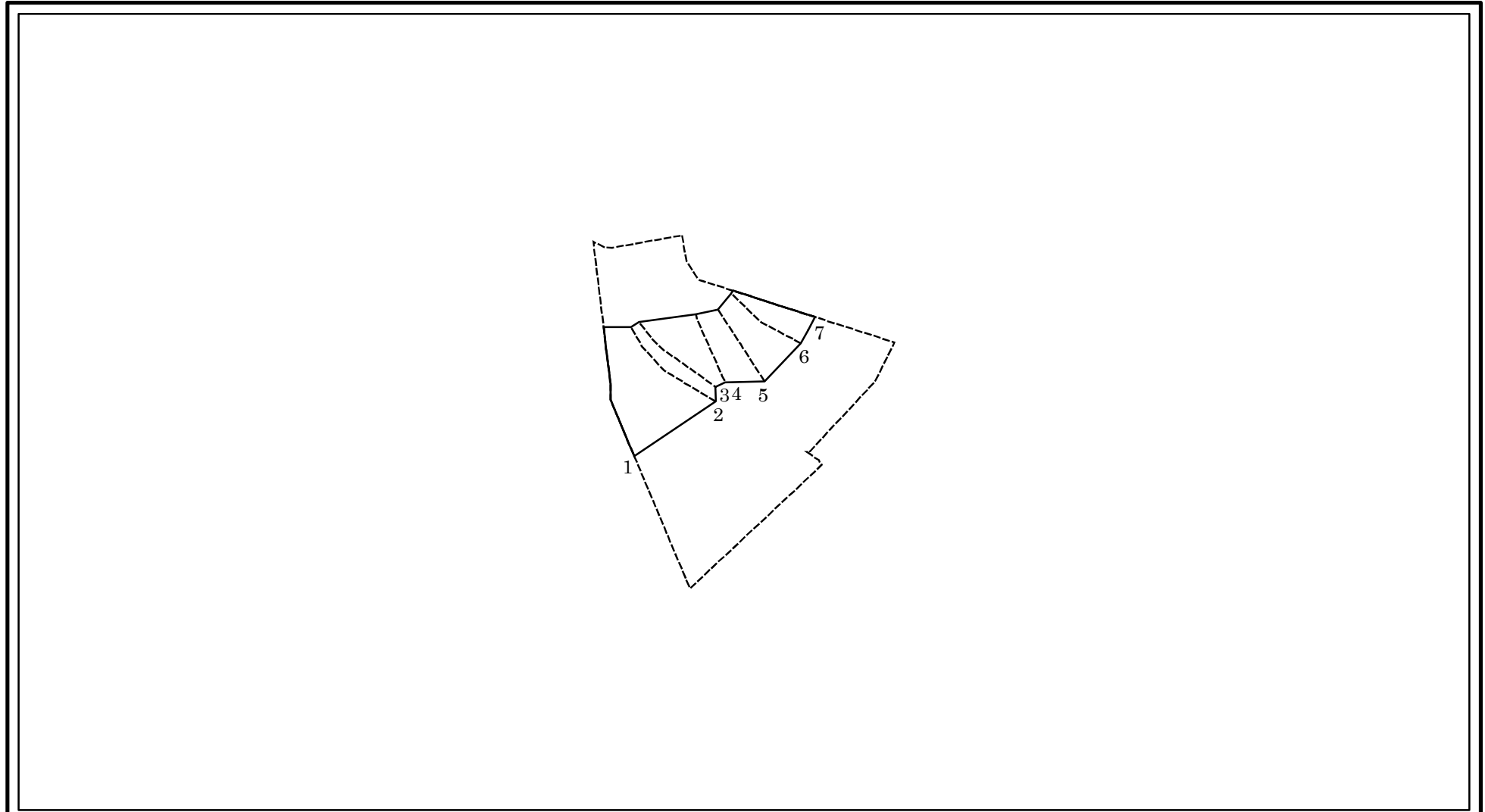


0 25 50 100 m

図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		土 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-296
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第361号	箇所名	高関
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			土 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	II-296
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第361号	箇所名	高関
		それ以外の区域			告示年月日	令和3年6月22日	所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎

土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	130.59	1.00	100.00	1.00	-	-	12.95	2.56	~								
2 ~ 3	122.17	1.00	100.00	1.00	-	-	14.01	2.77	~								
3 ~ 4	-	-	100.00	1.00	-	-	14.01	2.77	~								
4 ~ 5	-	-	100.00	1.00	-	-	12.78	2.53	~								
5 ~ 6	105.00	1.00	100.00	1.00	-	-	11.71	2.32	~								
6 ~ 7	105.00	1.00	100.00	1.00	-	-	11.65	2.31	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
様式-3(急)									自然現象の種類	急傾斜地の崩壊		箇所番号	II-296				
建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項									告示番号	第361号		箇所名	高関				
									告示年月日	令和3年6月22日		所在地	秋田県能代市二ツ井町字高関及び山崎				